

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月20日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第10号

損害賠償の額の決定について

市役所敷地内における事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和6年12月27日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

京都府八幡市在住の者

2 事故の概要

令和6年11月19日午後2時頃、長岡京市役所分庁舎1付近において看板が転倒し、駐車してあった原動機付自転車に接触し、フロント部分を破損させた。なお、怪我をした者はなかった。

3 損害賠償の額

91,168円